平成２３年（フ）第２４８４号
東京都杉並区南荻窪２丁目７―15―115
債務者　井津　泰彦
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２４９０号
東京都杉並区下高井戸１丁目32―13　内田方
債務者　吉野　由花
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２４９１号
東京都品川区平塚２丁目13―８―502
債務者　佐藤　清子
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２４９４号
東京都日野市新町１丁目13　日野新町一丁目アパート８―206
債務者　坂口　直文
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２４９８号
東京都江東区北砂１丁目13―８―101
債務者　浅見香代子（旧姓青木）
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２４９９号
東京都清瀬市元町１丁目８―19―401
債務者　宇佐波涼子（旧姓前川）
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２５０２号
東京都世田谷区瀬田２丁目32―17―105
債務者　村田　明美
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２５０３号
東京都千代田区神田美倉町８　神田第一ビル613
債務者　中野　　隆
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２５０５号
東京都新宿区中落合３丁目６－１―702
債務者　後藤　久美
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２５０７号
東京都新宿区西早稲田３丁目５―14―902
債務者　樺島　和子
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２５１３号
東京都新宿区大久保２丁目14―16―302
債務者　西原根治こと　韓　　根**変**
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２５１４号
東京都世田谷区三軒茶屋１丁目17―14　二号館川上荘102
債務者　福光　良一
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２５１６号
埼玉県川口市中青木３丁目１―16―911
債務者　野原　直子
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２５１９号
千葉県浦安市高洲５丁目２－１―1117
債務者　滝澤　大亮
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２５２１号
東京都大田区東矢口３丁目７―15　さわら荘
債務者　佐藤喜久夫
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部